

農地中間管理システム運用機構連絡協議会規約

制定：平成28年3月18日

（名称）

第1条 この会は「農地中間管理システム運用機構連絡協議会」（以下「協議会」という。）という。

（事務局）

第2条 協議会の事務局は、(公社)みやぎ農業振興公社内に置く。

（目的）

第3条 協議会は、会員相互の連携・情報交換を図るとともに、農地中間管理システム（以下「システム」という。）運用の向上を図り、必要にあっては行政機関等へのシステム運用上の要望・提言等を行うことにより、農地中間管理事業の推進に寄与することを目的とする。

（会員）

第4条 協議会の会員は、正会員、準会員の2種とする。

- (1) 正会員は、システム運用機構で本協議会の目的に賛同して入会した機構
- (2) 準会員は、システム開発業者

（加入）

第5条 協議会の会員になろうとする者は、世話人会に入会申込書を提出し必要な手続きを経た後に承認を受けることとする。

（会費）

第6条 協議会としての会費は徴収しない。

（退会）

第7条 会員は、世話人会に退会届を提出して協議会を退会することができる。

（事業）

第8条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) システム運用に係る会員相互の情報交換
- (2) 農地中間管理事業に係る情報発信
- (3) 行政機関等への要望・提言等
- (4) その他目的達成に必要な事業

（世話人会）

第9条 協議会に世話人会を置く。世話人会は代表世話人たる会長、副会長2名をもって構成する。

- 2 世話人は協議会において選出し、会員に周知するものとする。また、世話人の任期は2年とするが、再任をさまたげない。

- 3 会長、副会長は、世話人の中から互選する。
- 4 会長は、会務を統括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

(会議)

- 第10条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。なお、会長が会議の座長となる。
- 2 会議への出席は、原則として農地中間管理システム担当部署の長及び担当者とする。
 - 3 会議には、必要に応じオブザーバーの出席を認めるものとする。

(経費)

- 第11条 協議会の運営に必要な経費は、会員がその都度実費精算とする。

(事業)

- 第12条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(その他)

- 第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、世話人会によってこれを定める。

附則

- 1 この規約は、平成28年3月18日から施行する。
- 2 設立当初の世話人会は、第9条の規定にかかわらず、発起人をもって構成する。
- 3 設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の日から平成28年3月31日までとする。

【 参 考 】

発足当初会員

正会員（9者）

システム運用機構

- (公社)岩手県農業公社
- (公社)みやぎ農業振興公社
- (公社)秋田県農業公社
- (公財)やまがた農業支援センター
- (公財)福島県農業振興公社
- (公財)栃木県農業振興公社
- (公社)千葉県園芸協会（H30,6,21加入）
- (公社)ふくい農林水産支援センター
- (一社)岐阜県農畜産公社

準会員（1者）

システム開発会社

- (株)ムーブ